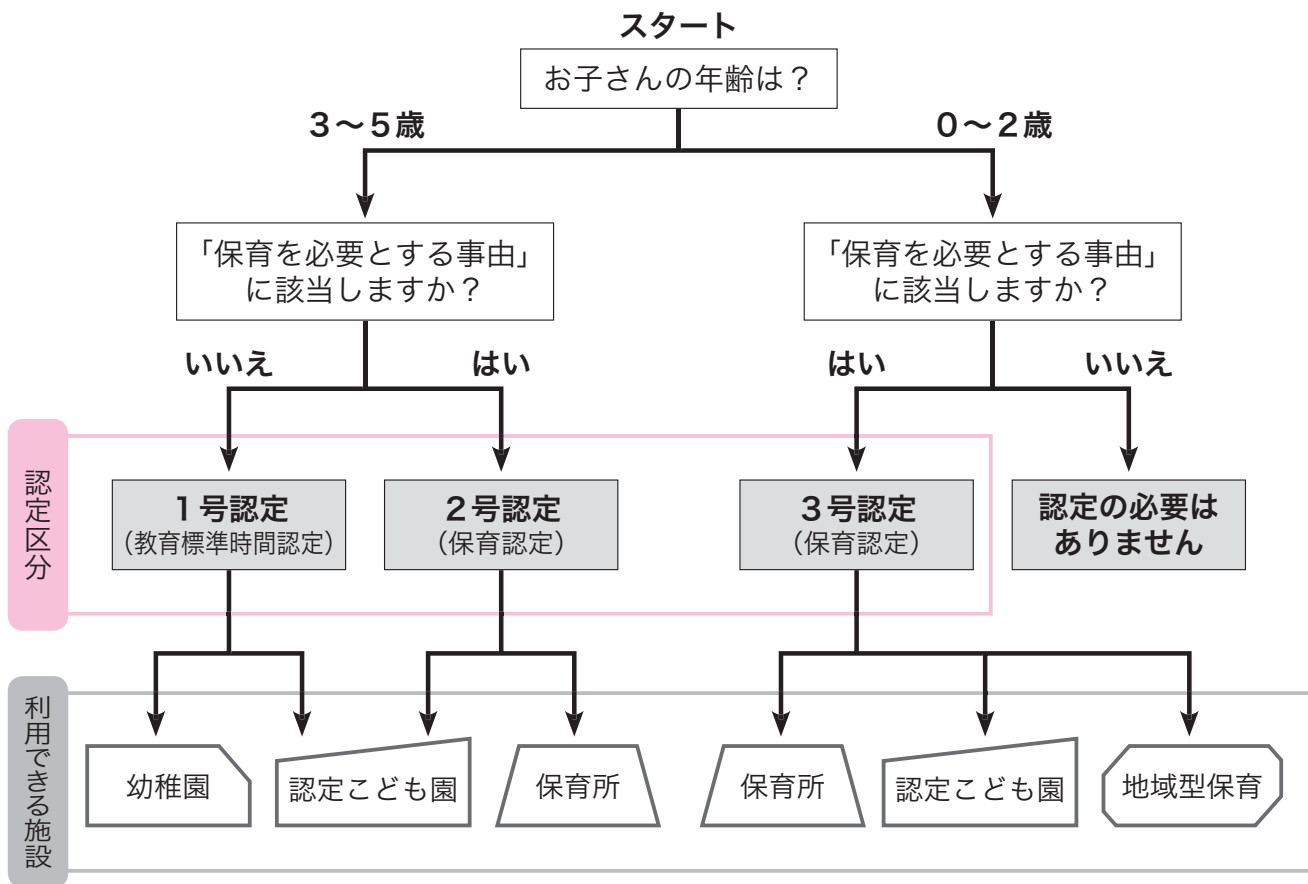


お知らせ

平成31年4月入所(園)の公立幼稚園・公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育の入所(園)一斉申込について

◆幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育を利用するには、市の認定が必要です。子ども・子育て支援新制度には3つの認定区分があります。入園を希望する方は、市からいずれかの「認定」を受け、その区分により利用できる施設が決まります。

あなたの認定区分は？利用できる施設は？



認定区分		1号認定(教育部分)	2号認定(保育部分)	3号認定(保育部分)
対象となる子ども		保育を必要としない満3歳以上の子ども	保育を必要とする満3歳以上の子ども	保育を必要とする満3歳未満の子ども
施設区分	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	認定こども園	○	○	○
	地域型保育	—	△	○

※「保育を必要とする子ども」とは、就労等により両親が家庭において保育できない状況にある子どもをいいます。「集団生活や幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

◆保育を必要とする事由

- ①就労等(月64時間以上。ただし1日4時間以上(休憩時間を除く)かつ月16日以上)
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

◆市内幼稚園・保育所一覧

☆公立幼稚園

名 称	所在地	電 話	預かり保育
大宮幼稚園	姥賀町607-7	53-1901	○
美和幼稚園	高部2044	58-2109	○
おがわ幼稚園	上小瀬941-1	56-2415	○

☆公立保育所

名 称	所在地	電 話	延長保育	一時預かり
大賀保育所	小祝238	53-0387	○	○
山方保育所	山方3360	57-2053	○	○
美和保育所	高部2044	58-2649	○	○

☆私立保育園

名 称	所在地	電 話	延長保育	休日保育	一時預かり
大宮聖愛保育園	上町367-7	52-0235	○		○
さくら保育園	上岩瀬382	53-4789	○		○
ひまわり保育園	石沢1920-1	52-1860	○		○
あゆみ保育園	東野3182-6	52-0830	○	○	○
大宮みのり保育園	小野2129-2	53-3025	○	○	○
大宮聖慈保育園	野中町3266-3	52-2035	○		○
野上保育園	野上1271-1	57-2808	○	○	○
緒川げんき保育園	下小瀬398	54-3122	○	○	○

☆認定こども園

名 称	所在地	電 話	預かり保育	延長保育	休日保育	一時預かり
若草幼稚園	石沢1468-4	52-1611	○	○		○
御前山認定こども園	野口1294	55-2606	○	○	○	○

☆地域型保育

名 称	所在地	電 話	延長保育	休日保育	一時預かり
フロイデキンダーガルテン	下町142-1	55-8181	○	○	○
(仮)きらきら保育園	石沢1240-1	—	平成31年4月開所予定		

☆認可外保育所

名 称	所在地	電 話
共同子育て どんぐりくらぶ	泉660	53-1711

※施設の詳しい保育内容等については、各園または市ホームページをご覧ください。
 ※事前に施設の見学等を行い、熟慮したうえで入園申し込みの手続きを行ってください。

◆入所(園)申し込みについて

<公立幼稚園・認定こども園(教育部分)>

区 分		公立幼稚園			若草幼稚園	御前山 認定こども園
		大宮	美和	おがわ		
募集 年齢・ 人員	満3歳児	—	—	—	6名程度	若干名
	3歳児	—	—	—	20名	若干名
	4歳児	35名	—	35名	10名	若干名
	5歳児	若干名	35名	若干名	若干名	若干名
年齢区分		満3歳児(平成28年4月2日生～) 3歳児(平成27年4月2日～平成28年4月1日までに生まれた幼児) 4歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日までに生まれた幼児) 5歳児(平成25年4月2日～平成26年4月1日までに生まれた幼児)				
入園願書配布・受付 場所及び受付期間		願書は各幼稚園で配布(10月中旬以降)。 願書等も各幼稚園への提出(土日・祝日を除く)。 定員に満たない場合は受付期間以降も申し込み可能。				
		10月22日(月)～31日(水) 9:00～16:30			11月1日(木)～ 8:00～18:00	11月1日(木)～ 8:30～17:30
提出書類		①入園願または入園申込書 ②施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼入所申込書(幼児1人に対して1枚) ③平成30年度市町村民税課税(非課税)証明書(平成30年1月2日以降の転入者)				

<公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育>

受付期間	平成30年11月1日(木)～平成30年11月14日(水)【継続入所】 平成30年11月1日(木)～平成30年11月30日(金)【新規入所】1次受付 平成31年 2月1日(金)～平成31年 2月15日(金)【新規入所】2次受付 ※上のお子さんがすでに保育園に入所しているときには、下のお子さんが新規申込のときでも、継続入所の申込期間と一緒に申し込みください。
受付場所	本庁こども課、各支所、各保育所(園)、認定こども園、地域型保育(10月下旬配布) ※若草幼稚園、御前山認定こども園については、園に直接提出。
受付時間	市役所…午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日の窓口延長では受け付けできません) 保育園等…各園の開園時間内
提出書類	①【新規入所】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所(園)申込書 【継続入所】施設型給付費・地域型保育給付費等現況届(乳幼児1人に対して1枚) ②保育の必要性を確認できる証明書等(いずれかが必要)※ ③家庭状況申立書兼調査票(1世帯につき1枚) ④平成30年度市町村民税課税(非課税)証明書(平成30年1月2日以降の転入者)

※保育の必要性を確認できる証明書等とは

- ・就労している方…就労・就労予定証明書(両親分。勤務先での記入、証明印が必要です)
- ・妊娠、出産の方…親子(母子)健康手帳等のコピー
- ・疾病、障がいのある方…医師の診断書または障害者手帳のコピー
- ・同居の親族等の介護や看護をしている方…看護(介護)されている方の医師の診断書
または介護保険認定証のコピー
- ・災害復旧にあたっている方…り災証明書
- ・求職中の方…ハローワークの登録証のコピー等
- ・就学中の方…在学証明または学生証のコピー

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類様式は、受付場所に備えてあります(平成30年10月中旬以降)。継続入所の方は、現在入所中の保育所(園)・認定こども園・地域型保育の各施設から配布します。 ・就労・就労予定証明書の内容について、勤務先に確認させていただくことがあります。 ・出産のための入所の場合、おおむね産前6週、産後8週の入所が可能です。 ・次の場合、平成31年4月からの入所はできません。 <ol style="list-style-type: none"> 1 受付期間内に提出しなかった 2 提出書類の不足等不備がある 3 提出書類の内容に偽りがあった ・年度内の転園は基本的に認めませんので、事前に保育所(園)の見学等を行い、熟慮したうえでお申込みください。 ・申込書提出後に記載事項や勤務先の変更等があった場合は、必ず届出をしてください。故意に怠ったり虚偽の申し込みをしたりした場合は、不承諾や保育の解除になることがあります。 ・常陸大宮市外の保育所(園)、認定こども園に入所を希望する場合や、転出、転入の予定がある場合は、できるだけお早めにご相談ください。
------	---

<認可外保育所「共同子育てどんぐりくらぶ」☎53-1711>

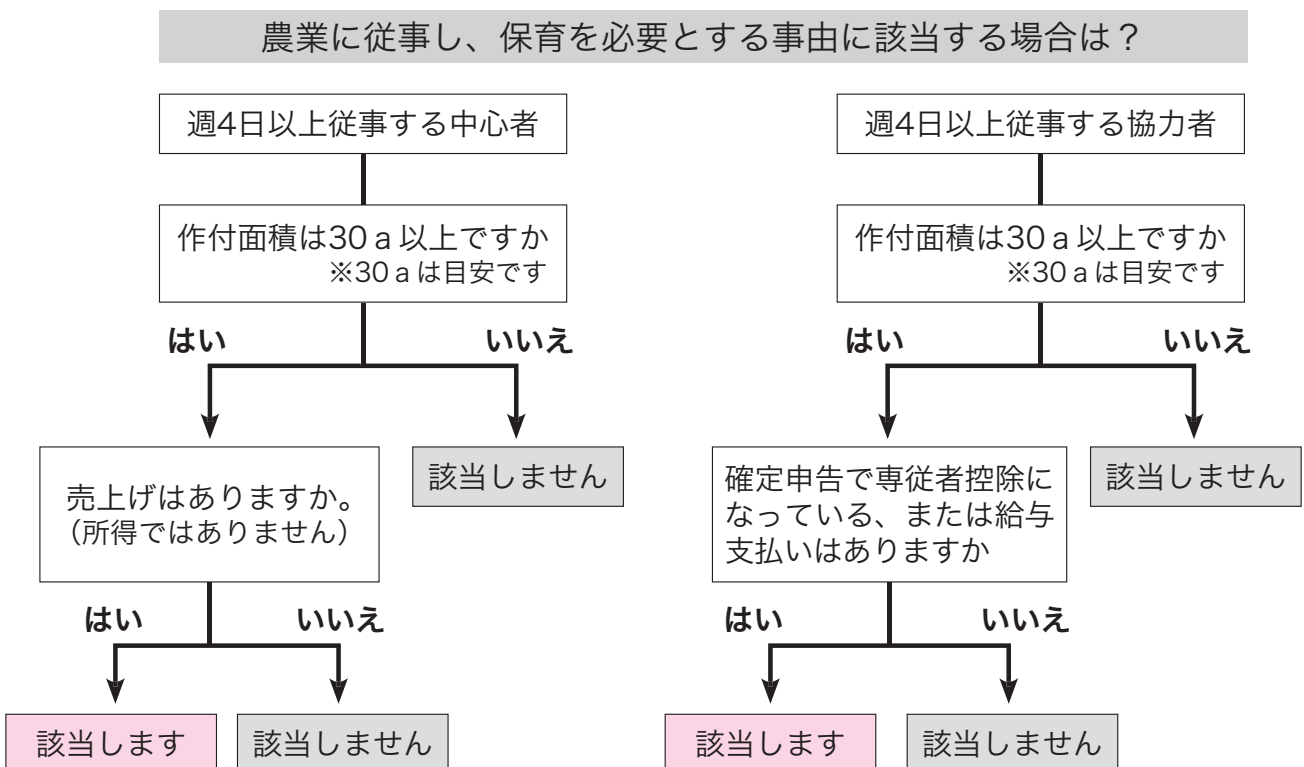
受付期間	平成31年3月30日(土)まで(日・祝日を除く)
募集対象	1歳から就学前まで
募集人員	就学前児童若干名 ※学童保育児童(小学6年生まで)についても募集します。
保育料	年齢別・コース別

◆自営業・農業従事者で就労証明書を提出する方へ

事業主・農業従事者の方は、平成29年分の確定申告書の写しを提出してください。

昨年度農業で就労証明書を提出されている方は、平成29年分の確定申告で「専従者控除」に該当していない場合には、農業での就労は認めません。また新規就農者の方は、新規就農届のコピーを添付してください。

他に、内職で就労証明書を提出する方で収入がゼロの場合も就労とは認めません。



◆幼稚園・保育所等利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料)は、国が定める上限額の範囲内で認定区分(1号認定・2号認定・3号認定)ごとに市町村が定めることとされています。本市の利用者負担額については、次のとおりです。

<幼稚園・認定こども園(1号認定)>

階層区分	公私立幼稚園(1号認定)
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯	1,900円
③市民税所得割課税額77,100円以下	10,000円
④市民税所得割課税額211,200円以下	12,800円
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	16,000円

<保育所・認定こども園(2号認定・3号認定)>

階層区分	満3歳未満(3号認定)		満3歳以上(2号認定)	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	7,200円	7,200円	4,800円	4,800円
③市民税所得割課税額 48,600円未満	15,600円	15,300円	13,200円	12,900円
④市民税所得割課税額 97,000円未満	22,000円	21,600円	20,000円	19,600円
⑤市民税所得割課税額 169,000円未満	32,000円	31,400円	29,000円	28,500円
⑥市民税所得割課税額 301,000円未満	44,000円	43,200円	31,000円	30,400円
⑦市民税所得割課税額 397,000円未満	60,000円	58,900円	32,000円	31,400円
⑧市民税所得割課税額 397,000円以上	84,000円	82,500円	56,000円	55,000円

※家庭の状況等により減免される階層があります。

※市独自の支援策として、すべての第2子は半額、第3子以降は無料とします。

<保育標準時間と保育短時間の目安>

区 分	対 象 者	保育可能時間
保育標準時間	主にフルタイム就労の世帯が対象 就労時間：120時間/月以上 (週5日 1日6時間以上勤務)	1日最大11時間
保育短時間	主に短時間就労の世帯が対象 就労時間：64時間/月以上 120時間/月未満 (1日4時間以上(休憩時間を除く)かつ月16日以上勤務)	1日最大8時間

申込・問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 (内線138・140)